

京都大學經濟學會

經濟論叢

第六十七卷 第四・五號

リカアドウの論理構造……………行 澤 健 三

ヨークシャー・ラツダイトに就いて(二)……………穂 積 文 雄

嗜好の變化と價格の變動……………市 村 眞 一

森 耕二郎教授著『社會政策要論』(新版)……………岸 本 英 太 郎

河 野 健 二 著『絕對主義の構造』……………後 藤 靖

昭和二十六年五月

森耕二郎教授著

『社會政策要論』（新版）

岸 本 英 太 郎

昭和十年にその初版の刊行を見た森耕二郎教授の「社會政策要論」はその優れた内容において他の凡百の社會政策論著を壓するものであったが、たまたま社會政策を「分配政策」と規定したことから、當時社會政策をもつて「生産政策」であるとして、社會政策の經濟理論の究明に努力されつつあつた大河内教授から早速批判を受けたのであつた（大河内教授稿「森耕二郎教授『社會政策要論』」、經濟學論集第六卷第三號、尙森教授のこの「社會政策要論」とそれに對する大河内教授の批判の意義については拙著「社會政策論の根本問題」後篇第二章參照）。森教授はこの大河内教授の批判に對してはこの度の新版（増訂版）の刊行（昭和二十六年一月）に至るまで永く答えられることなく、却つて大河内教授の理論に追隨された感すら強かつたのであるが、（森教授著「戰時社會政策」上、參照）、本書において（再版の序文たる「増訂版を出すにあたりて」において）はじめて大河内教授の批判に答えられるとともに進んで大河内理論の批判を行われたのである。

筆者はこの森教授の大河内理論批判の意義がいかなるものであるかを検討して見たいと思う。

筆者はここで何よりも先ず森教授が社會政策のほぼ正しい本質理解に到達していることを強調したい。森教授は「社會政策とは労働者階級の……闘争・反抗に對し、資本家階級が譲歩的・妥協的に、労働者階級に與える労働力價值の一部分乃至その補填である」（森教授著『社會政策要論』増訂版を出すにあたりて「一〇頁」と規定されている。筆者が永い理論的苦闘の後漸く到達した結論も正にこれと同一であり、筆者はこれを資本の労働力價值の收奪に對する國家の抑制緩和策と規定し、資本の労働力價值の收奪（労働者階級の絶對的窮乏化）は資本の運動そのものによつて必然化されること、そしてこれが労働者階級の抗争を、この抗争が社會政策を必然化することを明らかにしたのである。

現て森教授は大河内教授の社會政策——總資本の労働力に對する合理的配慮・労働力保全策（大河内教授は現時においては社會政策を「労働力政策」と規定されているから、労働力保全は決して社會政策の本質ではなく、單に工場法や社會保險等の特質に過ぎないこととなる。この考え方の誤りについては筆者の詳細に批判せしところである。拙著「社會政策論の根本問題」参照）を批判して次のように述べられている。——

「社會政策本質の經濟的理解を總資本の労働力に對する合理的配慮に求めらるるとき、價值關係、生産關係、從つてまた階級關係を抜きにして問題が出されることとなる。……資本はむろん價值關係概念であるが、労働力の保全はそうでない。大河内その他の諸氏にあつては、それゆえ、労働力の再生産費、價值すなわち勞賃なる言葉が殆んど表面に出て來ない。勞賃論が社會政策の中心よりそれてしまつてゐる所以であらう。……社會政策は剩餘價值に對する廣い意味での勞賃政策論でなければならぬので、いわゆる社會政策は正に勞賃の一部分乃至補填にはかならない。論者においては労働力の保全のうちに勞賃は含まれてゐるのか、いないのかはつきりしない。恐らく固有の労働力の再生産費以外に労働力の保全にむけられる諸費用、施設等を特にとり

あげようとするため、勞働力の價值視點がぼやかされてしまつたのである。剩餘價值對勞働力の價值のこの資本制生産様式の基本的關係に觸れずに抽象的な勞働力の保全概念をもち出して來るとなれば、それはまことに驚くべきことと言わねばなるまい。この對立關係以外に『勞働力の保全』を何處に持つてゆこうとするのか、持つてゆく場所がないではないか。價值を抜きにして社會政策の本質を經濟的に掘り下げようとしたところで眞の經濟機構的把握に到達するはずはない。……大河内氏の勞働力の保全に對する理解態度は、剩餘價值（不拂勞働）對勞働力の價值（支拂勞働）の關係から全く離れてしまつてゐるのだから、理解される社會政策に階級關係、階級闘争の觀念がないのは當然であつて一應チャンと筋が通つてゐる。けれども階級闘争を社會政策の本質概念として旺んに主張される風早、近藤その他の諸氏が同時に、勞働力の價值、勞賃に觸れずに勞働力の保全、培養を説かれるのは、木に竹をついだといつた恰好である。……

社會政策の本質理解のための『經濟的必然性』『經濟機構的把握』の意圖ははなはだ結構であるが、價值關係を抜きにしては眞の『經濟的必然性』『經濟機構的把握』の解明に到達しようもない」（増訂版を出すにあたりて）（三一―四頁）と。

森教授のこの批判は大河内教授が社會政策を資本制生産の順當な再生産のための總資本の勞働力保全策とされた限り正しい批判といふことが出来るであらう。森教授の述べられる通り資本は價值關係概念であるが勞働力保全はそうではなく、従つて社會政策の本質を勞働力保全とする時、それは價值關係の無視であり、社會政策の資本制的範疇たる事を無視する事になるのである。大河内教授が屢々社會政策を勞働力素材保全策として機械的掃除や注油と同視される誤謬は實にこの點に由來してゐるのである。

森教授が社會政策を廣く意味での勞賃政策論従つて分配政策と規定されたのは、實は勞働力保全の資本制的形態―これこそが正に社會政策に外らない―を明らかにせんがために外ならなかつたのであり、この正しい立場に立たれたからこそ、森教授は、既に引用したとき社會政策の本質を正しく把握することが出来たのである。森教授が社會政策を剩餘價值對勞働力の價值の關係から導き出し、社會政策が勞働者階級に與える勞働力價值の一部分乃至その補填であり、この意味で分配政策であると稱せられるの

は正しい規定だといわねばならないのである。若しこれを生産政策という形で表現するとせば、それは大河内教授の如く労働力保全策とすべきではなく、筆者が規定したごとく、資本の労働力価値の收奪に對する抑制緩和策と稱すべきであろう。剩餘價值對労働力の價值との關係から社會政策を導き出せば、それは分配政策と稱しても生産政策と稱しても同一の内容を異つた形で表現するものに外ならないのである。只森教授は社會政策を分配政策と表現する理由を次の様に述べている。

「分配政策が生産政策に規定される。むしろそれに内包されていることから、兩者を對立的に切り離してはならぬことは自明である。社會政策は分配政策であると同時に生産政策である。資本論の著者は勞賃の決定理論を剩餘價值の生産において述べていることは周知の通りである。けれども勞賃が具體化するのには流通過程における一商品の價值として通俗的にいわれる分配過程においてであるから、労働力の再生産費論——勞賃論を社會政策論の中核的課題とする限り、それが分配的性格をもつことはむしろ當然である。むしろこの場合廣い意味での勞賃論であり、婦人幼年労働、労働時間の制限から工場衛生規則に至るまで、直接生産過程に關係する事象までをも含む」（『増訂版を出すにあたりて』二頁）と。

だが工場の衛生設備や災害豫防設備を賃銀に還元するのは少々無理ではあるまいか。これは本來不變資本部分に屬するものである。資本の運動が労働條件を労働力の價值以下に切下げの場合、その切下げ方は色々の形態をとつて現われるのであつて、この形態に應じてそれを抑制緩和する社會政策の形態が決定されるのである。従つて労働力の價值を廣い意味の賃銀としないで、これを労働條件として、即ち賃銀、労働時間、労働の強度、労働環境の統一として把握する方が適當なのではなからうか。従つて社會政策を分配政策、労働者階級に與える廣い意味の賃銀の一部分の補填とするよりも、資本の労働力価値の收奪に對する抑制・緩和策とする方がより適當な理解のしかたではあるまいか。

擬てここで一言すべきは社會政策を分配政策と理解される。森教授が労働力の價值規定から社會政策を出發させないで、いきなり社會政策を分配過程において特に生起する弊害の可及的除去策というような常識論に陥つていたという點であり、社會政策を労働

力保全策』生産政策とされた大河内教授が社會政策を勞働力の價值規定から正しく出發させていたという點である。従つて大河内教授が勞働力の保全といわれた場合、それは勞賃を含んでいたことは極めて明らかで、この點についての森教授の大河内教授に對する非難は當らない譯であるが、大河内教授は折角勞働力の價值規定から社會政策論を出發させながら、勞働條件をこの勞働力の價值以下に引下げ勞働者階級の抗爭を發展させる資本の運動法則を看過するという重大な誤謬（生産力説）をおかされたために、社會政策にとつての階級闘争の必然的意義を看過し、社會政策が資本のかかる勞働力價値の收奪に對する抑制緩和策たることを、價值概念を無視していきなり勞働力保全という如き誤れる把握をされて了つたのである。

三

次に森教授は社會政策が勞働者階級の闘争の必然的產物たることを否定される大河内理論を次のように批判されている。

「大河内氏によれば、社會政策の本質は、資本の順當なる再生産のために、總資本がその合理性、積極的配慮にもとずき勞働力を保全することにあるので、階級闘争がその實現の條件乃至外的契機となることはあるが、その本質規定ではあり得ない。階級闘争乃至勞働者階級の自律的反抗運動のない乃至未成熟の時及び處においても、社會政策は成立し存立し得るとせられる。しかし、果して（一）かかる主張は歴史的事實であるか、（二）總資本の性格はかかるものであり得るか。階級闘争を内在的本質的規定としない社會政策はあり得ない。歴史的事實に反する。原始時代における未成熟の勞働力に對する資本の暴壓的規制、攻勢には社會政策はあり得ない。……階級闘争は資本制生産の生成と同時にあるものでそれはいわば生れつきであるが、勞働者階級の資本家階級に對する闘争が社會的に、意識的に昂揚し、資本家階級に對立して一つの社會的勢力となるに至つて、そこに資本家階級のいやいやながらの、濫々ながらの譲歩妥協——勞働力の價值までの——が爲される場合、そこにはじめて社會政策が出現する。後進資本國（日本の如き）において勞働者の意識的闘争が未成熟の場合においても社會政策を見るのは、先進資本國の社會

政策に刺戟されたこと、半封建的遺制の下に徹底的に暴壓されたる労働者の代理人として進歩的インテリゲンチヤ、學者、官僚層が登場することに由るのである。次に資本――しばらく總資本といわない――の合理性にもとずき積極的に自主的に社會政策を押し進めるのが『經濟的必然性』であるといわれるのは問題である。資本のもつ理性により労働力の保全を圖ろうとする必然性など凡そ考えられようか、資本の生來もつ必然的な『合理性』は、そうでなくて、あくなき利潤慾、従つてなるだけ多くの剩餘價值（不拂労働の獲得）と、そしてなるだけ労働力の價值（支拂労働）を引下げようとの合理性である。それこそ正に近代的衡動的合理的精神である。労働力が磨滅しようがしまいが資本のかまうところではない……だから社會政策の本質は總資本からの労働力に對する合理的配慮でなしに、労働者の反抗、闘争にもとずいて強制されたる労働力の再生産費の確保、労働力の價值の貫徹に求められねばならぬ。社會政策の本質規定として經濟的必然性に求めらるるところはかかる資本の合理的配慮にあるのではなく、資本の盲目的利潤獲得衝動、労働者のあくなき搾取、それに對する反抗的闘争の自然律たる『經濟的必然性』にあるといわなければならぬ。あくなき『吸血鬼的人狼の渴望』による剩餘價值の搾取、それに對する労働者階級の闘争↓労働日の制限、最低勞賃制度の確立等々（妥協・讓歩）↓手工業、家内工業、マニュファクチュアの没落↓機械化、労働強化（不變資本の可變資本に對する相對的増大）↓産業豫備軍の増大↓相對的絕對的窮乏化↓恐慌、没落のこの資本主義生産の自然律、『經濟的必然性』の線をはずれては、社會政策の本質究明は所詮おぼつかない。……若し總資本が標準的な利潤率を確保し、順當なる再生産を所期せんがために、労働力の保全を配慮し、そしてそれが資本の合理的なる現であるとするならば、労働力の價值は資本配慮のために貫徹せられ、労働力は保全せられ培養されるであらうし、可變資本の相對的減少もまた避けらるであらうし、恐も失業も免れるも能性か考えられることとなり、資本主義生産の永遠的持續の可能性も生れて来る。……終りに大河内氏をはじめ多くの同氏に對する批判家もともにとられている總資本と個別資本との合理性、非合理性も問題である。個別資本は非合理的であり、總資本は合理的であるはおかしい。前者より後者へ如何にして理論的に移行するのか。總資本は『善の世界』であ

り、個別資本は『惡の世界』など到底信じられぬ。個別資本と總資本との區別はこの際無用であると思う」(『増訂版を出すにあたりて』四—八頁)と。

この森教授の批判はほぼ全面的に正しいということが出来るであらう。だが大河内教授は何故この様な誤謬に陥られたかを考えて見なければならぬであらう。大河内教授は資本(個別資本)の勞働力に對する飽くなき渴望と勞働力の濫奪を見て、もしこれを放任するなら、勞働力は磨滅し、不足するに至つて、資本制生産は勞働力の面において破壊されると誤認されたのである。そこで何處かにこの資本(個別資本)の勞働力濫奪を抑制するものがなければならぬと考え、それを總資本に求められたのであつた。勞働力が磨滅し絶對的に不足するに至るとすれば勞働者階級の闘争があらうとなかうと資本制生産はそれ自身自己保全のために勞働力の保全を行われざるを得ないのは當然である。個別資本と總資本とを分けて社會政策を總資本の意思から導き出す理論はすべてこのような前提の上に立つてゐることを忘れてはならないのである(風早氏、近藤氏然り)。

だがこれが重大な誤謬たるはいふまでもない。機械を勞働手段、擲取手段とする資本の蓄積運動は必然的に不斷に産業豫備軍を生産し、この産業豫備軍の不斷の存在によつて資本は安んじて勞働力の濫奪に専念し得るのである。勞働力を濫奪し勞働條件を勞働力の價值以下に引下げ、勞働者階級を窮乏化せしめるものは單に個別資本の本能や行動ではなく、資本制生産そのものの法則であり、本質に外ならないのである(この點については拙著『社會政策論の根本問題』前篇第一章參照)。大河内理論は資本の運動法則従つて資本制生産關係の特質を完全に看過しているといわねばならないのである。かくて我々はこれを生産關係が無視されているという意味で生産力說的誤謬と稱してゐるのである。森教授の指摘されるごとく、個別資本と總資本の區別は全く無用であるといわねばならないのである。森教授の大河内理論批判は正しいのであるが、大河内理論のよつてもつて立つ前提を批判することなくしては充分な批判であるといふことは出来ないのである。

大河内理論をもつてすれば勞働者階級の窮乏化などそもそもあり得ないことになる。例え個別資本による勞働力の濫奪が一時あ

つたとしても、やがて労働力の價值は總資本の配應によつて貫徹されるからである。だが現實には労働條件の労働力の價值以下への低下は必然的であつて、社會政策をもつてもこれを貫徹することは出来ないものである。何となれば社會政策は労働條件の一般的基準の最低を規定するに過ぎないからである。森教授も社會政策を労働力の價值の貫徹とされているが、これは誤りであつて、正しくは、價值以下への低下の緩和としなければならないのである。

ここで一言すべきは森教授が、労働力の價值が總資本の配應によつて貫徹されるとすれば、可變資本の相對減少も恐慌も失業も免れ得て資本制生産の永遠的持續の可能性が生まれて來るとされていることである。不變資本の相對的減少—資本の有機的構成の高度化や失業、恐慌の必然性は労働力がその價值通りに支拂われることを前提しているということである。若しこのことを否定されたとすればそれは過少消費説の誤謬といわなければならないのである。念のために。

尚、日本における社會政策を森教授は先進國の社會政策の刺戟と、労働者の代理人として進歩的インテリ、學者、官僚層が登場した事をもつてされている。先進國の社會政策の刺戟は正しいが、學者や官僚が労働者の代理人としての役割を果たしたとされるのは誤謬といわねばならないであろう。工場法の制定に當つては、學者や官僚は殆んど絕對主義の代理人としてのみ、活動したのであつて労働者の代理人としてではなかつたのである。日本の工場法も、相續く自然發生的ストライキ、進歩的インテリゲンチヤに指導された社會主義の急進化、その慢延化の危険、労働不安、社會不安であつたということが出来るのであり、總じて労働者階級の闘争の產物に外ならなかつたのである（この點については拙著「日本労働運動史」第八章参照）。

四

擬て森教授は社會政策の本質が社會的經濟的規定でなければならないとして次のように述べられている。

「社會政策の社會的理解（社會的必然性）だとか、經濟的理解（經濟的必然性）だとかの言葉によつて、二者を機械的に切り離

されたるものとして取扱うことは多くの危険が伴う。いつたに經濟的なものは同時に社會的なものである筈である。政治經濟的現象にはかならない。『經濟的必然性』、『自然律』、『鐵の如き堅固不動の必然性をもつて作用し貫徹するところの傾向』は經濟的社會的モメントを内在的にもつてゐる。大河内氏の『經濟的必然性』が眞の『經濟機構的・社會的必然性』であり得ず、そこでは價值、剩餘價値の生産、階級闘争の視點が缺けてゐるのであるが、かかる經濟的必然性と社會的必然性を二つの環として、また楯の兩面として漫然と結びつけようとしたところでそれはもともと無理であり、結びつけないからといつてそれを非難する論者もまたこの『經濟的必然性』についての理解を缺いてゐる。……價值法則が勞資階級關係によつて貫かれてゐる『經濟的必然性』なら、それ自體『經濟的社會的必然性』である。價值關係はこの資本制生産においては、同時に資本制生産關係であり、階級闘争關係である。……要するに社會政策の本質究明の場合、社會的、經濟的規定でなければならぬことはもはや自明である。ただ問題提起の視點いかににより何れに重點をおくかは別の問題である」(『増訂版を出すにあたりて』八—九頁)と。

森教授のこの理解は正しいが、しかしこれは經濟的必然性が同時に社會的必然性であることを一般的に云つたまでで、社會政策が勞働者階級の抗争の必然的產物たることの説明としては不充分といわねばならないであらう。問題は資本制生産の經濟的必然性が、勞働の社會的生産力を高め、資本の有機的構成を高度化し、産業豫備軍を生産し、勞働條件を勞働力の價值以下に引下げ、勞働者階級を窮乏化させ、社會的對抗を發展させ、勞働者階級の抗争を必然化し、この抗争が「組織された政治的權力」としての國家を讓歩せしめて社會政策を必然化することを理論的・現實的に明らかにすることである。社會政策の本質が社會的・經濟的規定であるといつた具合の慢然たる説明は何等本質を明らかにするものではないのである。森教授も述べられるごとく「社會政策が一つの政策概念であるからには、いきおい、社會的政治的色調を色濃く帯びることは當然である」(『増訂版を出すに當りて』九頁)。

社會政策が勞働者階級の闘争に對する讓歩としての國家の調整的勞働政策たる限り、それは明らかに政治ブルジョア支配の手段であり、それは勞働者階級の抗争の必然的產物であるが、しかし社會政策は勞働力の保全—資本の勞働力價値の收奪に對する國家

的手段による抑制緩和という特定の内容を持つことによつてのみ社會政策たるのであり、これこそが正に社會政策の本質であるといわねばならないのである。勞働者階級の闘争が社會政策の本質であると慢然と規定してはならないのである。

森教授はその初版本における社會政策の定義「社會政策とは現今の資本家的生産關係を支持しつつ、それが分配過程において特
に生起するところのあらゆる弊害をば、國家の權力によつて可及的に除去せんとするさまざまな方策、施設の謂である」を引用し、これは「社會政策の本質を政治的に、現象的に述べたもので、その經濟的側面はばやかされてゐる。その經濟的側面の規定の不充分であることを大いに認めないわけにゆかぬ。……社會政策が政治的政策である限り、一應右の本質概念規定で十分と云えないまでも誤りではない……」(増訂版を出すにあたりて「九一〇頁」と述べられているが、この本質規定では實は社會政策の本質は全然明らかとなつていないといわねばならないのである。何となれば分配過程における弊害とは何か、これを除去するとはいかなることかが全然不明だからであり、これを明らかにすることこそが正に社會政策の本質論に外ならないからである。かくて森教授が社會政策本質の經濟的側面として述べられる次の規定の中に、はじめて社會政策の何たるやが、即ちその本質が明らかにされてゐるということが出来るのである。――

「(イ)國家」資本の意思の執行機關(ロ)資本主義生産の支持「勞働價值法則の貫徹の枠内、(ハ)分配過程において主として生起するところの諸弊害」勞働力の價值以下切り下げ、(ニ)可及的に除去する「護歩、妥協
さて終りに主として經濟的側面より見たる社會政策の本質規定を再び掲げておこう。由來定義なるものはもの本質を十分に規定すべくもない。社會政策の本質の經濟的説明を出でない。

『社會政策とは勞働者階級が勞働力商品を價值通りに賣らんとする闘争・反抗に對し、資本金階級が讓歩的妥協的に勞働者階級に與える勞働力價值の一部分乃至その補填である』

そこでは資本の勞働力の保全に對する配慮だとか、また更に標準的利潤率の確保だとかは無用である。否強制された社會政策の

ため利潤がそれだけ犠牲にされても止むを得ない。事實社會政策のため利潤が確保されるのでなく、下るのだ。資本はかくしてそれに代る他の手段をとる」(「増訂版を出すにあたりて」九一—一〇頁、傍點岸本)と。

社會政策の本質としてはこれで充分な規定である。初版の定義ではそれこそ何のことも分らないのである。その不十分な常識的規定が、ここで學問的に検討され、分配過程における弊害というごとき非學問的常識的規定が、勞働力の價值以下への勞働條件の切下げとして明瞭に規定され、その可及的除去が、勞働者階級に與える勞働力價值の一部分乃至その補填として學問的に規定されているのである。これは初版よりの遙かなる前進である。ただここで勞働條件の惡化に抗する勞働者階級の「闘争」が、勞働力商品に價值通りに賣らんとする「闘争」と規定されているが、それは、資本制生産を否定する社會主義運動に階級闘争から、現實の勞働條件を少しでも高めんとする經濟闘争に至るまでも含むのである。ただそれが資本家階級、國家を讓步せしむるにたる強力なものでなければならぬのである。従つてそれは又當然、變革的要素をも含んでいる。むしろ現實には經濟闘争は變革的運動に政治闘争の一環として行われているのである。この變革的運動が社會政策として結實したときと雖もそれはあくまでも普通の社會政策であり、森教授が考えられるような「變革的社會政策」(「増訂版を出すにあたりて」七頁)ではないのである。社會政策それ自身が變革的意義を持つことは決してないのである。従つて次の如き森教授の記述は誤謬である。

「第二次大戦後の一般的危機の段階においては、いづれも行き過ぎたる社會政策が勞働運動の激化、人民解放運動の昂揚によつて押し進められ社會政策が社會主義的社會政策の態様をもち來れる事實を否定し得ない。かかる場合にありては、資本制生産—價值法則—の枠を如何なる意味において出ているか否かによつて社會政策的事實の性格を判斷するよりほかない」(「社會政策要論」四七頁)と。

第二次大戦後においては各國の勞働者階級の窮乏化は深刻であり、「行過ぎた」社會政策など現實に存在し得ないのである。森教授は人民民主主義國のことを考えられているのであろうが、ここは社會主義革命の成功乃至途上にあり、ブルジョアジーが權力

を失つてゐるのであるから、社會政策の本來の性格を失つてゐるといふねばならないのである。社會主義的社會政策という言葉自身語の矛盾である。

擬て森教授はこれまで述べ來つたごとく、「増訂版を出すにあたりて」においてはほぼ正しい社會政策の本質規定を行われ乍ら、本文においては依然として初版のままの社會政策概念を踏襲されてゐるのである。(四八頁)。了解に苦しむところである。勿論これには註釋が加えられてはいるが、これを捨てることこそ肝要であつたと考えるのである。

「増訂版を出すにあたりて」に展開された森教授の社會政策論は全體として正しいということが出来るが、理論的展開としては極めて不十分であり、マルクスからの引用に終始した感が強く、充分の説得性を持たないといふねばならないのである。

五

増訂版の序文「増訂版を出すにあたりて」に展開された社會政策論の限度において本文は改善されている。更に「戦時社會政策」(上)において大河内理論に追隨した誤謬も訂正されて、「これら多數の戦時統制労働法規は社會政策立法と云うを得ない、むしろ上から強制された労働法規にほかならない」(「社會政策要論」一〇一頁)として、戦時労働統制法規を社會政策としてではなく、強制労働として正しく把握されている。

だがかかる改善も理論的には何程も體系化されてゐないのであり、目次が示してゐる通り誠に雜然たる記述の感を深うするのである。

* 本書は次の様な順序で展開されている。緒論、第一章問題としての社會政策及び社會政策學、第二章政策學の本質、第三章理論と政策、第四章社會政策の概念・本質、第五章社會政策の限界、第六章社會政策の史的發展概観

本論

前編 第七章 生産的活動—労働、第八章 近世労働關係の生成本質、第九章 勞賃形態、第十章 勞賃の理論と政策、第十一章 近世工場工業と労働、第十二章 労働時間問題、第十三章 婦人幼年労働問題。

後編 第十四章 資本主義の發達と労働者狀態、第十五章 各國勞賃の發展的傾向、第十六章 産業の獨占合理化と労働者、第十七章 最低勞賃制度、第十八章 失業問題、第十九章 景氣的勞賃政策、第十九章 勞賃の國際的差異の問題。

初版では最低勞賃制度が前編第十四章に位置していた。新版の目次の方が合理的たるは言うまでもない。

社會政策の概念本質並びに社會政策の限界が本論にではなく緒論におかれる理由を我々はどうしても理解し得ないのである。尙前編と後編の分け方も了解し得ない。

「増訂版を出すにあたりて」の理論からすれば、何よりも労働力の價值規定をもつてはじめ、労働條件を労働力の價值以下に引下げ、労働者階級を窮乏化せしめ、労働者階級の抗争を必然化する機械制工業時代の資本制生産の運動法則を明らかにし、ついで労働者階級の抗争によつて必然化される社會政策の一般的な本質を導き出し、これを前編とし、後編において、資本主義の發展が労働者階級を窮乏化せしめる具體的形態に應じて社會政策の各形態とその相互の關連を明らかにすべきではあるまいか。筆者は社會政策の體系としては大體次の如き構成をとるべきではないかと考えている。

前編 社會政策の本質

第一章 資本制生産の運動法則と社會政策 —社會政策の本質と機能—

第二章 社會政策學の歴史

後編 社會政策の諸形態

第三章 産業資本主義期の社會政策

I 工場法の成立と發展

Ⅰ 労働組合をめぐる社會政策史

第四章 獨占資本の形成、確立期の社會政策

Ⅰ 労働者補償法

Ⅱ 最低賃銀制

Ⅲ 社會保險

第五章 資本主義の一般的危機期の社會政策

Ⅰ 所謂「解放立法」の發展とその欺瞞性

Ⅱ 構成的失業の發生と失業保險の前進と後退

Ⅲ 社會政策の危機と後退

Ⅳ 第二次世界大戦後の労働者階級の窮乏化と社會保障制をめぐる諸問題

社會政策を正しく把握するための理論は本書のいたるところに見られるのであるが、それがばらばらの形で展開されていて社會政策の理論として統一整合されていないのである。この點は初版の缺陷がそのまま何等訂正されることなく、新版に再現しているのである。森教授は「舊版に手をつけることはなまやさしい仕事ではない。いくら努力して見ても、古い革袋に新しい酒を盛るけるわけにはゆかない」（増訂版を出すにあたりて「一言」と歎ぜられているが、この書に期待することの餘りにも多かつた我々としてはこの點の訂正だけは是非やつて頂きたかつたと思うのである。

六

最後に筆者は大河内教授の新著「社會政策原理」の森教授批判を検討することによつてこの稿を終りたい。

大河内教授は森教授の社會政策論を次のように批判されている。

『教授が社會政策の中心課題を「分配過程」に求められているのは、ワグナーを想起せしめるものがあるが、教授が社會政策——このもの自體は必ずしもイデオロギーまたは「立場」「思想」をもつものではないが——を「階級調和論」や「協調論」や「社會改良論」と等置している以上、その中心問題が「分配過程」における階級利害の調整におかれることは極く自然であらう。社會政策の對象とすべき事態は、労働階級の立場から見た「諸弊害」であるが、「この諸弊害はむろんこの經濟社會の全過程に於て現われるところのもの、例えば工場衛生、住宅、失業、勞賃等々に關するものであるが、わけても特に問題となるのは分配過程に於けるもの、すなわち勞賃の問題に關するものである。」かく勞賃問題を中心とする「分配過程」の「諸弊害」について、『社會政策の目的は勞資兩階級間の利害の對立を可及的に緩和すること、ことに歸着するということになる。資本制經濟を前提としつつ、労働階級の生活改善を計り、勞資兩階級の利害の「調整」を行おうとする點からいえば「分配過程」が中心になるが、この場合問題は、何故「分配過程」だけが弊害の中心として選ばなければならないか、ということでありそれと結びついている前提、即ち社會政策そのものを、直ちに「勞資協調」の立場と同一視することは全く根據のないことだという點である。社會政策それ自體を最初から勞資協調論というような立場なり評價的態度と同一視してしまうことに誤謬があり、この誤謬の結果、「分配過程」を中心に置くことがさけられなくなるのである。教授の著書の編別のうち、大部分が「勞賃問題」にあてられているのはその結果であるが、われわれが若し社會政策をもつて、産業社會が「勞働力」——これは生産の人的要素であるが——を保持し増養するための手段だと考えるなら、社會政策の課題を主として「分配過程」に求めることが恣意的であることに氣づくであらう。ただ森教授が北岡氏と異なる點は、後者が自ら積極的に勞資協調を唱え主張しているのに對して、前者はこれをただ現在の、資本主義社會における社會政策の實質だと説明するのみで、教授自身がその立場に立つていない、という點である。』(大河内教授著「社會政策原理」七六—八頁)と。

ここで大河内教授が指摘される如く、森教授自身が「諸弊害」を単に分配過程に於けるものばかりでなく、經濟社會の全過程に於て現われるものと明言されているのであるから、この「諸弊害」に對する森教授の所謂「可及的除去策」としての社會政策を分配政策と稱するのは矛盾の條に見える。だが森教授は「諸弊害」は結局賃銀の低下に歸着すると考えられているのである。これは無理ではあるが誤謬と稱することは出来ないであらう。「諸弊害」即ち勞働諸條件の勞働力の價值以下への引下げは結局「勞働力の價值」即ち「賃銀」の引下げに歸着し得るからである。而して勞働諸條件を勞賃に歸着するものと考えたからこそ、森教授は社會政策を分配政策と稱したのである。「勞賃が具體化するものは流通過程における一商品の價格として通俗的にい々ゆる分配過程においてである」(増訂版を出すにあたりて「一頁」と新版では註釋を加えられている。

森教授はかかる「諸弊害」が勞働者階級の闘争と資本金階級(國家)の讓歩・妥協によつて必然化されることを指して、社會政策は「所詮階級調和論であり、勞働者階級生活向上論であり、いわゆる社會改良論である」(森耕二郎「社會政策要論」初版本六八—九頁)と述べられたのである。従つて大河内教授の『社會政策そのものを直ちに「勞資協調」の立場と同一視することは全く根據のないことだという點である。社會政策を自己體を最初から勞資協調論というような立場より、評價的態度と同一視して予うことに誤謬があり、この誤謬の結果、「分配過程」に中心をおくことがされなくなるのである』(「社會政策原理」七七頁)という森教授批判は全く當らないといわねばならないのである。大河内教授自身認められている通り、森教授は勞資協調を「資本主義社會における社會政策の實質」(「社會政策原理」七七頁)だと理解されているのであり、これは正しいのである。

却つて誤謬は大河内教授に存するのである。社會政策が勞働者階級の抗争の必然的產物であり、それが資本の勞働力價值の收奪に對する國家的手段による抑制緩和策、森教授の所謂「勞働者階級に與える勞働力價值の一部分乃至補填」(「分配政策」たることを理解出来ないのは、大河内教授が社會政策を「産業社會が勞働力を保持し培養するための手段」(「生産政策と誤つて理解されるからである。資本金階級は従つて又國家は勞働者階級の強力な抗争によつて餘儀なくされぬ限り、自ら進んで勞働力を保持し培

養することは決してないのである。この労働者階級の強力な抗争―階級闘争を抑制し、これを改良主義化せしめんがためにこそ正に國家は敢て經濟的に讓歩し、社會政策を實施するのである。事實は労働者階級の烈しい抗争の前に讓歩を餘儀なくされ、社會政策を實施することによつて、資本の労働者濫奪が緩和され、その結果として、「労働力」が「保持」され「培養」されるのである。従つて「社會政策の課題を主として『分配過程』に求めることが恣意的である」（大河内教授「社會政策原理」七七頁）のではなく、却つて、社會政策を最初から總資本の生産政策として、労働力の保持培養の手段と考える方が遙かに恣意的である。森教授が社會政策を廣い意味の勞賃政策と考えられる時、それは剩餘價值對労働力の價值の關係において正しく把握されている譯であるが、大河内教授の如く「労働力の保持培養策」とされる時、それは價值關係の無視であつて、「労働力の保持培養策」の資本制的形態たる社會政策は到底把握されようもないのである。